

企画競争説明書

**業務名称：エリトリア国アスマラ市上水道施設運営維持管理能
力向上プロジェクト**

案件番号：19a00004000000

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き**
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項**
- 第3 特記仕様書案**
- 第4 業務実施上の条件**

**2019年5月15日
独立行政法人国際協力機構
調達部**

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年5月15日（水）

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

（1）業務名称：エリトリア国アスマラ市上水道施設運営維持管理能力向上プロジェクト

（2）業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

（3）適用される契約約款雛型：

（○）成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（○）業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

（4）契約履行期間（予定）： 2019年7月上旬～2020年12月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 加藤 真一郎 Kato.Shinichiro@jica.go.jp

注) ■類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。

その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年5月22日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年5月27日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年5月31日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

特になし

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) ERN 1 = 7.360000 円

b) US\$ 1 = 110.423000 円

c) EUR 1 = 円

5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 総括／上水道運営維持管理

b) 净水プロセス

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.02 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格 - 最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年6月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に必要な契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク、その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：都市給水に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

業務主任者／都市給水及び上水道運営維持管理

業務従事者／浄水プロセス

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（総括／上水道運営維持管理）】

a) 類似業務の経験：都市給水及び上水道運営維持管理

b) 対象国又は同類似地域：エリトリア 及びアフリカでの業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 浄水プロセス】

a) 類似業務の経験：水質管理

b) 対象国又は同類似地域：エリトリア 及びアフリカでの業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。
- () プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

エリトリア国では1993年の独立以降も周辺国との断続的な武力紛争、武力衝突が発生しており、特に1998年から2000年のエチオピアとの武力紛争はインフラの破壊、難民の発生など国の社会経済に深刻な影響を及ぼした。その後、2018年7月にエリトリアのイサイアス大統領とエチオピアのアビィ首相が平和・友好共同宣言に署名したのち、エリトリアとエチオピアの国境線の封鎖が20年ぶりに解除されるなど、両国の関係は大幅に改善・強化されている。

一方、人口約80万人の首都アスマラでは、浄水場等の施設能力が人口増加に伴い増大する水需要に追いつかず、既存施設・管路の老朽化等も進んでいるため、水供給の量・質はともに不十分な状況にある。

この問題の解決に向けて、2013年にエリトリア政府は我が国に対して、既存の給水施設の修繕・拡張に係る無償資金協力事業を要請した。二度に亘る事前調査及び2015年3~6月に実施された無償資金協力事業の協力準備調査の結果、既存施設の維持管理ができていない点、概略設計に進むために必要な情報が記録されていない点から、要請案件の実現よりも既存施設の維持管理体制の強化と基本的な情報管理が優先課題として確認された。

その結果を受けて、エリトリア側が既存施設の維持管理を行うために必要な事項の中で、特に優先度が高いと判断された正確なデータの収集を含めた水質・流量の記録収集、保存、活用等の基礎的な情報管理の強化を目的として、個別専門家「アスマラ給水インフラ整備（データ収集・情報管理）」（以降、「前協力」とする）が2016年7月から12月に実施された。

一方、前協力を通じて、アスマラ市における浄水場では、薬品注入機器の故障や頻繁に発生する停電により、薬品注入が手動で行われており、適切な分析に基づいた対応が行われておらず、この改善が喫緊の課題であることが確認された。このような課題を改善すべく、2018年8月にエリトリア政府は我が国にアスマラ市の浄水場における浄水質管理方法の改善のための個別専門家派遣に係る協力を要請した。

2. 業務の概要

(1) 上位目標

アスマラ市の浄水場において、適切な水質の飲料水が給水される。

(2) 業務の目標

アスマラ市の浄水場において、水質管理方法が改善される。

(3) 期待される成果

成果1 アスマラ上下水道公社(Asmara Water Supply and Sewerage

Department: AWSSD)が、浄水場へ水質管理指導するようになる。

成果2 処理水量や原水の濁度に応じた凝集剤注入ができるようになる。

成果3 処理水量に応じた殺菌処理ができるようになる。

(4) 活動

- 1-1 AWSSD に水質管理部門を設置する。
 - 1-2 水質管理活動計画（案）を作成する。（巡回監視計画含む）
 - 1-3 水質管理活動計画（案）に基づく活動を試行し、発生した課題を踏まえて同案を AWSSD 指針として最終化する。
-
- 2-1 Mai Nefhi 及び Stretta Vaudetto（以下、S.V.）浄水場に原水の流量計を設置する。
 - 2-2 Mai Nefhi 浄水場に凝集剤薬注ポンプを設置する。
 - 2-3 凝集剤を既定の濃度に溶解または希釈する。
 - 2-4 Mai Nefhi 浄水場において濁度に応じた凝集剤注入率グラフ（案）を作成する。
 - 2-5 Mai Nefhi 浄水場において、上述の凝集剤注入率グラフを用い、導水量に応じた薬品注入を試行し、発生した課題を踏まえて同案を AWSSD 指針として最終化する。
 - 2-6 Mai Nefhi 浄水場において上記指針に基づいた運転を開始する。
 - 2-7 Mai Nefhi 浄水場以外の浄水場の関係者に対して、Mai Nefhi 浄水場において水質管理を指導する。
-
- 3-1 Mai Nefhi 及び S.V. 浄水場に送水の流量計を設置する。
 - 3-2 Toker 浄水場を含めた 3ヶ所の浄水場に塩素注入器を設置する。
 - 3-3 3ヶ所の浄水場において、塩素消費量、塩素要求量および管路中での消費量などを考慮し、塩素注入率を決定する。これに従い、浄水量に応じた塩素注入量グラフ（案）を作成する。
 - 3-4 3ヶ所の浄水場において、塩素注入量グラフ（案）に基づく殺菌処理を試行し、発生した課題を踏まえて同案を AWSSD 指針として最終化する。
 - 3-5 3ヶ所の浄水場において、上記指針に基づいた運転を開始する。

（5）業務対象地

アスマラ市の有する浄水場（S.V.、Toker、と Mai Nefhi）及び上水道関連施設

（6）実施機関及びカウンターパート（C/P）

本業務の実施機関はアスマラ市上下水道公社（AWSSD）である。本業務の C/P は、給水課長、下水課長（前協力時からのチーフ C/P）及び各浄水場主任及び水質担当者である。

3. 業務の目的

本業務に関し、「2. 業務の概要」に記載の活動を実施することにより、期待される成果を発現し、業務の目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 消耗品及びメンテナンスパーツ等の調達の課題に留意した活動計画

エリトリア国内に消耗品及びメンテナンスパーツを製造する工場がないため、これらは全て海外からの輸入となっている。2018年11月に国連安全保障理事会がエリトリアに科していた個人の資産凍結などの制裁措置を解除したが、依然として、エリトリアにおいては外貨獲得が困難であり、適切なタイミングでの消耗品及びメンテナンスパーツの調達は非常に難しい状況にある。また、中央政府が外貨で購入する資機材等の優先順位を決定しているため、水質検査の試薬等について調達に遅延が生じている。本業務において指導する水質管理について、消耗品及びメンテナンスパーツの定期的な調達によるストックの確保についても留意すること。また、コンサルタントが提案する活動については、本業務終了後も独自に活動が継続していけるように十分な配慮を行うこと。

(2) 効果的・効率的な技術移転

AWSSD 管内には、3ヶ所の既存の浄水場が存在するが、本業務においては、C/Pに対して、より効果的・効率的な技術移転を行うために、技術移転の場として1ヶ所の浄水場を選定したうえで、主な活動を行うことを想定している。ただし、他の浄水場や本局の職員については、定期的に同浄水場に集めて研修・指導を行うこととする。プロポーザル時点においては、Mai Nefhi 浄水場にて活動を行うことを想定すること。また、水資源省にも水質検査室があるため、同検査室の職員に対する指導・連携も検討すること。なお、水資源省の水質検査室に対しては、1)既存水質分析室の機能評価、2)WHO 飲料水水質ガイドラインを参照しながら、分析室の現有資機材と人的資源を考慮した上で水質分析項目の検討、3)試薬および分析機器のスペアパーツ入手の容易さを考慮した上での分析手法と使用する分析機器の仕様の検討、4)水質分析と得られたデータの分析と整理の指導を可能な範囲で行うこと。

MaiNefhi 浄水場以外の S.V. 浄水場及び Toker 浄水場については、現地期間中に週に1回程度、巡回指導を行うことを想定している。MaiNefhi 浄水場施設の機能を評価した後、同浄水場を研修場所とすることが、不可能あるいは非効率と判断された場合は代替浄水場を提案し、JICA の承認を得ること。

(3) 評価5項目に留意した計画的な活動の実施

評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に十分留意し、効果的・効率的に活動を行う。特に、持続性の確保には留意することとし、エリトリア側の人員配置や予算確保状況には十分に配慮すること。

(4) 他機関の支援との連携

JICA 以外の機関によるアスマラ市の給水システムに対する協力が一部検討されている。エリトリアに対する外部機関からの協力は限られているため、他機関による支援が行われる場合は、本業務との相乗効果を上げられるよう留意する。その際、エリトリア関係機関より機材調達の優先順位付や仕様等に係る技術的な助言を求められた場合は、可能な限り支援する。

(5) JICA ケニア事務所との打合せ

本業務は、JICA ケニア事務所が担当することから、業務期間中に 3 度（業務の第一回現地業務終了時及び業務の中間時に 2 回）、JICA ケニア事務所を訪問し、現地業務について協議することを想定している。打合せのタイミングについては、プロポーザルにて提案すること。また、JICA ケニア事務所からも担当者が第一回現地業務開始時及び終了時等にエリトリアを訪問し、C/P との協議等に同席することを想定している。

(6) C/P の英語能力

英語でコミュニケーションを取ることができる C/P は、AWSSD の本部には多く在籍しているものの、浄水場職員等とはティグリニヤ語の通訳を介してコミュニケーションを取る必要が生じる場合がある。また、管理日誌の記録等はティグリニヤ語で記載されているため、その翻訳も必要となる。そのため、適宜、通訳を同行し業務にあたる必要がある。ただし、通訳を現地で備上する必要はなく、コンサルタントが備上した秘書をサイトに同行させることで十分対応できる。

(7) 執務場所及び現地コンサルタント

業務の実施に当たっては、実施機関である AWSSD を拠点に 3 つの浄水場で活動を展開することを想定しているが、AWSSD では安定的な通信手段の確保の目途が立っていない。このため、JICA ケニア事務所にて、アスマラ市内にインターネット環境のある執務場所を確保することとしている。AWSSD の執務場所に加えて、インターネット回線を含めて通信手段が比較的整っている同事務所も活用することができる。また、アスマラには、JICA ケニア事務所が契約している現地コンサルタントが 1 名いるため、コンサルタントの不在時には、現地コンサルタントを通じて、C/P への連絡や情報収集等の協力を得ることが可能である。

(8) 安全管理の徹底

コンサルタントは、以下の点に十分留意の上で業務に当たること。

- 1) エリトリア国内に日本大使館や JICA 事務所がないことから、現地での業務実施に当たっては JICA ケニア事務所と連絡を密にとること。また、国内での安全対策についても JICA ケニア事務所の指示に従うこと。なお、安全管理用の携帯電話本体は各専門家に 1 台ずつ貸与する。そのため、携帯電話

- 購入費用は見積に含めないこと。
- 2) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
 - 3) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA ケニア事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。
 - 4) アスマラ市内における移動は原則として 4WD とすること。
 - 5) エリトリア国内において、エリトリア人以外は首都アスマラが位置するマアカル地方から出る際には、事前に移動許可証の申請・取得が必要となる。Mai Nefhi 済水場はマアカル地方内であるものの、過去に移動許可証が必要になったこともあるため、C/P から密に情報を入手し、適切な対応をとること。
 - 6) また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、より効果的かつ効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

6. 1 第一次現地業務（2019 年 6 月末～7 月末を想定）

（1）既存資料の収集、整理、分析およびワーク・プランの作成・協議

本業務において必要な既存資料・情報や関連データを収集、整理、分析し、本業務の全体の実施方針、実施方法、活動計画等の基本方針を策定する。これらの基本方針の策定にあたっては、JICA ケニア事務所や C/P とも十分に協議する。本業務開始後 2 週間以内に、上記の分析結果等を踏まえて、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめ、その内容について、JICA ケニア事務所および関係機関等と合意する。

なお、ワークプランには各施設の巡回指導案を含むこととする。現地活動に必要な情報を収集した上で、「5. 実施方針及び留意事項」に記載の通り、効率的な技術移転を実施するために活動制約要因を十分に把握した上で研修・指導案を作成すること。なお、研修・指導については、OJT 形式を基本方針としており、日常業務を通じて能力強化を図ることとするが、必要に応じて、講義や実技研修も検討すること。

（2）AWSSD の将来計画の検討のための情報収集

無償資金協力事業の協力準備調査において、課題として確認された電力供給、水資源の確保、人的資源を含めた実施体制やスペアパーツ供給体制の現状と取り組み状況について情報収集する。加えて、実施妥当性や実現可能性のある今後の事業概要を検討するための情報収集を行い、その結果を踏まえ、AWSSD の将来像について、AWSSD と意見交換する。その上でより適切な水質管理を行っていくにあたっての阻害要因とその改善点を整理・分析する。

加えて、前協力にて支援した上水道関連施設の運転状況の記録について、活動の継続状況を確認の上、適宜、必要な助言や改善を図る。

（3）水質管理部門の設立（活動 1-1）

前協力において、7名のC/Pから構成された水質管理チームに対して技術移転が図られており、同チームを核としたAWSSD内における水質管理部門の設立が提言されている。同部門の設立状況を確認し、未設立の場合は、AWSSDの局長や管理職とも協議の上、早期の設立を促す。加えて、C/Pとも協議し、同部門の役割、責務、人員体制及び予算を整理し、水質管理部門が実稼働を行える体制を整える。

(4) 技術移転の活動を実施する浄水場の選定

Mai Nefhi、SV及びToker浄水場の現時点での浄水処理機能の現状と将来の修繕計画を調査・分析の上、C/Pとも協議し、技術移転の場となる浄水場を選定する。

(5) 機材の仕様と数量の確定と調達（活動2-1、2-2及び3-1）

本業務においては、Mai Nefhi浄水場及びS.V.浄水場において原水の流量計を、Mai Nefhi浄水場において凝集剤薬注ポンプを、Toker浄水場を含めた3ヶ所の浄水場において塩素注入器の調達・据え付けを予定している。それぞれの仕様と数量については、コンサルタントが調査・検討し、AWSSDとも協議した上で、JICAケニア事務所に報告し、確定する。特にMai Nefhi浄水場においては後塩素処理をせずに前塩素のみの注入で済ませる処理が見られる。浄水場管理者の思い込みによる処理が継続していると思えるので、塩素殺菌の原理と必要性を詳細に説明し、理解せしめる必要がある。

なお、凝集剤薬注ポンプはJICAケニア事務所にて調達し、流量計と塩素注入器はコンサルタントが本邦にて第二次現地業務までに調達する想定である。

また、JICA以外の機関が機材等を供与する協力を検討している場合は、C/Pから要請があった場合には、機材調達の優先順位や仕様等の検討について、可能な限り技術的な側面支援を行う。

6. 2 第二次現地業務（2019年11月～2020年3月の低濁度時期を想定）

(1) 水質管理活動計画（案）の作成・試行（活動1-2、1-3）

エリトリア国内における水質基準を確認の上、水質検査を行う項目（pH、濁度、EC、臭い、目視、大腸菌、糞便性大腸菌、残留塩素等）・検査頻度・検査場所（原水、浄水場、配水施設及び末端）をC/Pとも協議し、整理する。加えて、計画的で効率的に水質管理を行っていくための巡回監視計画を作成する。また、水質管理の強化の面からAWSSDの水質管理部門が中心となって行う浄水場職員への指導計画を検討する。これらを含めた水質管理活動計画（案）を作成し、簡易水質検査キットを用いて、試行的な運用を開始する。なお、コンサルタントが現地に不在の間もC/Pが自動的に運用を継続していくようAWSSDのC/P及び管理職に働きかける。なお、工国へ携行する検査キットに関しては準拠する分析方法を明確にする。（例えば、AWWA/APHA/WEF Standard Methods 23rd ed.等）

(2) 機材の据え付け（活動2-1、2-2、3-1及び3-2）

流量計、凝集剤薬注ポンプ及び塩素注入器の据え付けについては、AWSSD自身が実施することを想定しているが、コンサルタントは現地にて必要な助言・指導を行う。なお、これまで長期に亘って凝集剤薬注ポンプが稼働していないことから、

送水管路が目詰まりしている可能性が高いため、これらの点にも留意しつつ、適切に同ポンプ及び塩素注入器が機能するよう運用改善を図る。

(3) 凝集剤注入に係る指針の作成と運用（活動 2-2、2-3 及び 2-5）

3ヶ所の浄水場では凝集剤として、硫酸バンドを使用していたが、以前は適切な投入が行われておらず、フロックがほとんど形成されていない状況であった。その後、前協力にてジャー・テスト（凝集・沈澱に適切な pH 値、凝集剤注入率を決定する試験）での凝集沈殿デモンストレーションを含む浄水プロセス講義を開催した結果、凝集剤を投入する必要性とともに急速攪拌やフロック形成の必要性が C/P に認識された。本業務においては、これらの認識をより高めるとともに、より適切な凝集剤注入が行えるように改めて、AWSSD 水質管理部門及び Mai Nefhi 浄水場の水質担当に対して、Mai Nefhi 浄水場にて、ジャー・テストの方法を指導する。その後、原水濁度に応じた凝集剤添加注入率グラフ（案）を作成し、実際に試行する。その上で、凝集剤注入率グラフ（案）に基づく凝集剤注入時に発生した課題を整理・分析する。また、Mai Nefhi 浄水場以外の浄水場の関係者に対して、Mai Nefhi 浄水場において水質管理を指導する。

(4) 塩素殺菌に係る指針の作成と運用（活動 3-3 及び 3-4）

現在、3ヶ所の浄水場の浄水池に塩素ガスをゴムホースにて直接注入しており、適切な塩素注入量の管理ができていないため、浄水場の出口においても大腸菌が検出されている場合がある。この状況を改善すべく、塩素注入器を据え付け、適切な塩素殺菌が行えるように塩素消費量、塩素要求量および管路中での消費量などを考慮し、塩素注入率を決定する。これに基づき、浄水量に応じた塩素注入量グラフ（案）を作成し、実際に試行する。その上で、塩素注入量グラフ（案）に基づく塩素殺菌時に発生した課題を整理・分析する。

6. 3 第三次現地業務（2020年5月～8月の高濁度時期を想定）

(1) 水質管理活動計画（案）の試行（継続）（活動 1-2 及び 1-3）

C/P による水質管理活動計画（案）の実施状況を確認し、今後、活動を継続していく上での課題を抽出・分析する。その後、これらの課題を踏まえて、C/P とも協議の上、水質管理活動計画を AWSSD の指針として最終化する。

(2) 凝集剤注入に係る指針運用（継続）（活動 2-3 及び 2-4）

原水濁度に応じた凝集剤注入率グラフ（案）の試行を継続し、運用時に発生した課題を整理・分析する。その後、これらの課題を踏まえて、C/P とも協議の上、凝集剤注入率グラフを AWSSD の指針として最終化し、同指針に基づいた運転を開始する。

(3) 塩素殺菌に係る指針の運用（活動 3-4 及び 3-5）

上述の塩素注入量グラフ（案）の試行を実施し、運用時に発生した課題を整理・分析する。その後、これらの課題を踏まえて、C/P とも協議の上、塩素注入量グラフを

AWSSD の指針として最終化し、同指針に基づいた運転を開始する。

6. 4 第四次現地業務（2020 年 10 月を想定）

（1）業務完了報告書の作成

業務の全期間の活動内容を業務完了報告書に取りまとめ、エリトリア政府に対し報告を行う。その際、JICA からも説明に出席する可能性がある。

7. 報告書等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書名	提出時期	部 数
ワーク・プラン（英文） (指導計画案を含む)	業務開始から 2 週間以内	英文：7 部
業務完了報告書 (水質管理活動計画、凝集剤注入指針、塩素殺菌指針を含む)	契約終了時	和文：5 部 英文：10 部 CD-R：4 枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、機構とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- a. 業務の概要（背景・経緯・目的）
- b. 業務の実施に係る基本方針
- c. 業務実施の具体的方法（巡回指導案を含む）
- d. 業務実施体制
- e. 業務フローチャート
- f. 要員計画
- g. 先方実施機関便宜供与負担事項
- h. その他必要事項

2) 業務完了報告書記載項目（案）

- a. 業務の概要（背景・経緯・目的）
- b. 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c. 業務目標の達成状況
- d. 成果に係る活動
- e. 投入実績
- f. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- g. 課題及び提言

添付資料（和文報告書に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・議事録

- ・水質管理活動計画（AWSSD 指針）
- ・凝集剤添加量一覧表（AWSSD 指針）
- ・塩素添加量一覧表（AWSSD 指針）
- ・会議・報告会資料
- ・専門家派遣実績（要員計画）
- ・供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

（2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（計2～3ページ）
- イ 活動に関する写真（1ページ程度）
- ウ 業務フローチャート
- エ その他（当該期間で実施したプレゼン資料等）

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本業務の契約期間は 2019 年 6 月下旬～2020 年 12 月下旬の約 18 カ月間とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約 11.67M/M（現地 11.07M/M、国内 0.60M/M）

なお、以下（2）の業務従事者の構成の場合の渡航回数の目安は、「総括／上水道運営維持管理」の業務従事者は 5 回、「浄水プロセス」の業務従事者は 4 回、「機械/電気・業務調整」の従事者は 3 回とする。これらの渡航回数を超える渡航を行う場合、その理由及び経費節減の工夫とともにプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、その理由及び経費節減の工夫とともにプロポーザルにて提案すること。以下に示す格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合は、その理由及び人件費も含めた経費の節減工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 総括／上水道運営維持管理（2 号）
- 2) 浄水プロセス（3 号）
- 3) 機械/電気・業務調整

3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 流速計や塩素注入器の設置にかかる工事
- (3) AWSSD 内の専門家作業スペース

4. 各種資料

(1) 提供資料

・要請書

上記提供資料は、地球環境部水資源グループ水資源第二チーム（TEL:03-5226-9576）において入手可能。

(2) 閲覧資料

・エリトリア国 アスマラ給水開発計画準備調査報告書（2015 年 7 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023220.html>

・エリトリア国アスマラ市給水関連データ収集・情報管理業務（2016 年 12 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029529.html>

5. 現地再委託

現地再委託業務は予定していない。

6. 資機材調達

(1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

本業務では機材購入を予定している（購入された資機材は業務終了時に先方へ供与すること）。購入品目・仕様・は以下の通りであり、原則として本邦調達とする（ただし、一部の機材について、価格や操作性を考慮の上で、ケニアで購入することも可とする）。

購入品目	数量	仕様
ポータブル水質検査器 薬品	1式	濁度、pH、EC、残留塩素 (必要となる薬品は第一次現地業務時に確認・検討) (見積上は15万円を計上してください)
ノートパソコン	1台	Windows 10, Core i5 以上、8GB メモリ、 256GB SSD、英語版
Microsoft Office Home & Business	1ライセンス	Word, Excel, PowerPoint のライセンスを含むこと
複合機インク	6個	Epson PX-M5040F 用トナー
ジャーテスター	1台	
塩素ガス注入装置	3台	仕様については第一次現地業務時に検討 (見積上は1,000万円を計上してください)
流量計	9個	仕様については第一次現地業務時に検討 (見積上は400万円を計上してください)

この他に必要な機材がある場合は、機材名・数量・調達場所（本邦／第三国等）を示した上で、プロポーザルで提案することを認める（別見積）。なお、凝集剤薬注送水ポンプはJICA ケニア事務所にて調達する。

コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年度6月版)」に従って資機材を調達すること。

なお、エリトリアは経済産業省の定める輸出例別表3の2「国連武器禁輸国・地域」に該当するが、需要者確認及び調達する機材の仕様から、現時点では経済産業省への許可申請は不要と判断している（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>）。

ただし、業務に必要な機材はDHLにより輸送することを想定しているため、機材調達の際には必ず各機材について該否判定を受けた上で、非該当証明書を各機材メーカーから取り付けること。

(2) 機材価格の提案上限

上記(1)に関する資機材調達は、別見積とする。本業務で調達する資機材は、活動内容を鑑み、輸送費等の諸経費を含めて、原則として、総計1500万円を上限とし積算すること。

7. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドランス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓

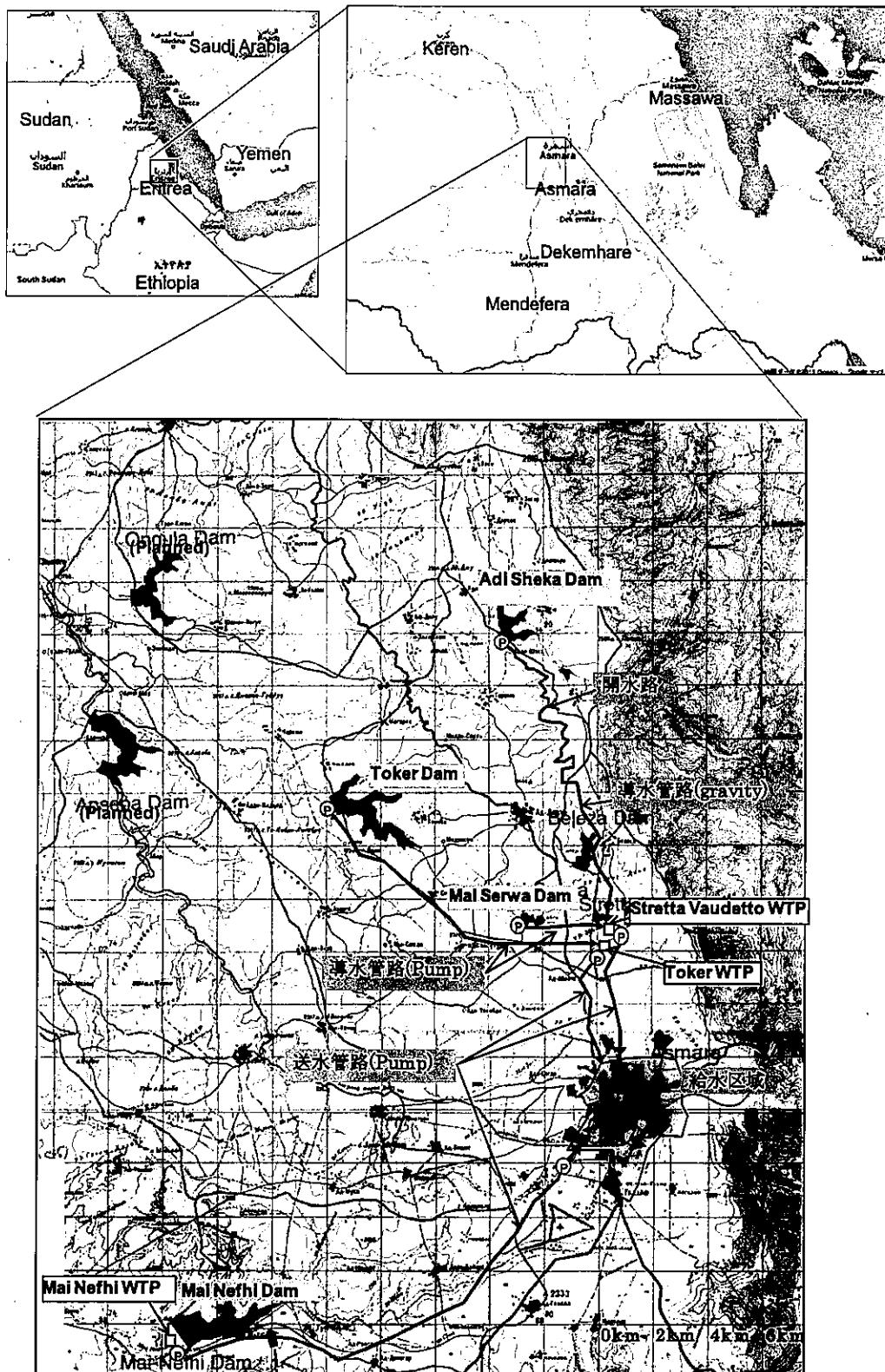
口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行うことができるため、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

参考資料：アスマラ市の水道システムの位置図



(参考資料)
アスマラ市の水道システムの位置図

プロポーザル評価表
エリトリア国アスマラ市上水道施設運営維持管理能力向上プロジェクト

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／上水道運営維持管理	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：浄水プロセス	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

